

# 農地・農業用施設の災害復旧を支援します！



## 1. 災害復旧事業とは

災害復旧事業とは、異常な天然現象により農地・農業用施設が被災した場合に、原則として、被災前の形に復旧する事業のことです。

神戸市では、市が復旧を行うものと、被災農家が行う復旧に対して市が補助金を支払うものがあります。

### 【災害復旧事業の主旨・背景】

農地や農業用施設が被災した場合、災害復旧にかかる費用は多額となり、被災農家だけで対応することが非常に困難と思われれます。

そこで、昭和 25 年に制定された「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）」では、本来、農地や農業用施設の所有者（管理者）が負うべき復旧等について、国や都道府県、市町村等の支援を受けることができます。



農地の法面崩壊



ため池の堤体崩壊



農道の崩壊

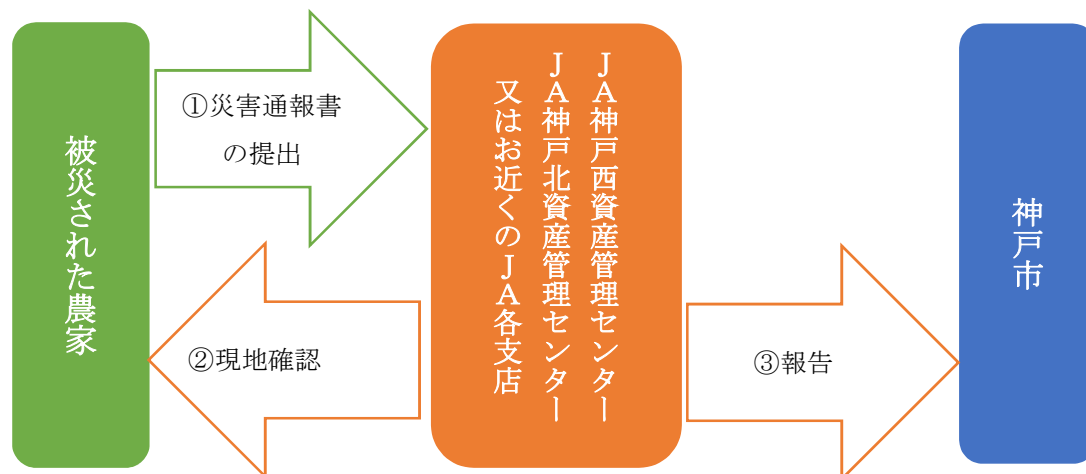


水路の閉塞・崩壊

## 2. 農地・農業用施設が被災した場合

災害発生から **7日以内** に災害通報書を提出をして下さい。

**災害通報書の提出がない場合は、災害復旧支援制度の対象になりません。**



### 【災害通報書の提出について】

〔提出書類〕 災害通報書（このチラシの 4 ページ目が様式です）

〔提出先〕 J A兵庫六甲 神戸西資産管理センター FAX：976-2797 TEL：974-4565  
J A兵庫六甲 神戸北資産管理センター FAX：583-4309 TEL：583-4310  
E-mail：[kobenisi-sce@jarokko.or.jp](mailto:kobenisi-sce@jarokko.or.jp)

災害復旧事業の詳細については次のページをご覧ください ⇒

### 3. 災害復旧事業の対象となる災害

対象となる災害は「異常な天然現象」により生じたもので、主な現象の事例は以下のとおりです。

- (1) 降雨：被災した場所において、24 時間雨量が 80mm 以上または時間雨量が 20mm 以上
- (2) 洪水：はん濫注意水位以上（はん濫注意水位の定めがない場合は、低水位から天端までの高さの 1/2 以上）
- (3) 暴風：最大風速（10 分間平均風速の最大値）15m/s 以上
- (4) その他：高潮、津波、地震、落雷、その他自然災害に起因する事象

●ただし、下記の場合等は災害復旧事業の対象外となります。

- ・経済効果の小さいもの（道の幅が 120cm 未満の農道、田の面積が小さいが事業費が非常に高い場合 等）
- ・維持管理が行われていなかったことが原因で被災したもの（維持管理を行っている事が証明できるように、写真による記録をお願いします）
- ・1 箇所の工事費が 20 万円未満のもの
- ・被災の事実はあるが、過去の災害によるもの

◆事業の対象となるかは、神戸市が被災現場を確認のうえ判断します。

### 4. 対象施設等

#### (1) 農地

耕作のために使用されている土地で、現在耕作している土地

※耕作予定のない農地は対象となりません。（災害復旧事業完了後、耕作されていない場合は、神戸市が事業に投じた費用を返還していただきます。）

#### (2) 農業用施設

ため池、頭首工、揚水機、用・排水路、堤防等のかんがい排水施設、農道、橋梁、農地保全施設

## 5. 災害復旧に関する支援制度

### (1) 災害復旧事業（事業費 40 万円以上）

被災した農地や農業用施設の復旧工事を神戸市が実施します。

※復旧工事費への一部負担を事前に同意していただく必要があります。

#### 【補助率】

- 基本補助率は農地 50%、農業用施設 65%ですが、各災害の被害規模等に応じて変動します。

〔参考〕過去の補助率実績（平成 23 年～令和 2 年）

|       | 補助率            |
|-------|----------------|
| 農地    | 80～83%（91～96%） |
| 農業用施設 | 89～93%（95～99%） |

（ ）内は激甚災害に指定された場合の補助率です。

※補助率は過去の実績を下回る可能性があります。

### (2) 災害復旧事業〔市単独補助事業〕（事業費 20～40 万円）

- 被災者が行う復旧工事に対して神戸市が補助をします。

補助率は 50%です。

補助額の上限は 20 万円です。

- 補助金の申請や、工事発注・監督、その他諸手続きについては、J A兵庫六甲が代理で行うことができます。（手数料無料）
- 他の補助事業等との併用はできませんのでご注意ください。

《上記 2 つの支援制度の利用にあたり、被災された方は、復旧工事に必要な土地の無償使用や隣接者間の同意等、調整にご協力下さい》

## 6. 万が一に備えて、適正な農地・農業用施設の管理を！

《農地・農業用施設の維持管理は大変ですが、防災対策として非常に有効です》

- 日頃から、ため池の洪水吐や水路の掃除、堤体やあぜ道の修繕や草刈を心がけましょう。また、維持管理の内容を写真により記録しておきましょう。

- ため池で漏水など堤体の決壊につながるような危険な状態が確認された際には、早めに J A兵庫六甲へ相談しましょう。

【連絡先】 J A兵庫六甲 神戸西資産管理センター TEL：974-4565

- 気象情報に注意し、大雨が予想されるときは、ため池の水位を下げる、川などからの取水ゲートを閉めるなどの準備をしましょう。
- 夜間や降雨中の点検は危険です。ため池や水路等に近づかないようにしましょう。
- ため池の転落事故が全国で相次いでいます。釣り人や子どもが遊んでいるところを見かけたら、注意してあげて下さい。

（全国の死亡事故発生件数 2020 年：20 件 2019 年：11 件 発生しています）

市 HP で災害通報書の様式をダウンロードできます

市 HP はこちら⇒



災害通報書

No. \_\_\_\_\_

|                      |   |   |
|----------------------|---|---|
| 送 信 日                | 令和 年 月 日 ( )  |   |
| 通 報 者                | 所属団体名 (改良区、自治会、水利組合など)  |   |
|                      | お名前 電話番号  |   |
| 連 絡 先<br>(通報者と異なる場合) | 団体名   |   |
|                      | お名前 電話番号  |   |
| 被災発見日                | 令和 年 月 日 ( )  |   |
| 被災施設の種類              | (該当する項目に○印をつけて下さい。)<br>農 地 : 田 畑 果樹園 その他 ( )<br>農業用施設: 農道 水路 ため池 その他 ( )  |   |
| 復 旧 方 法              | 神戸市による災害復旧を 希望する ・ 希望しない<br>※復旧工事費への一部負担に同意する必要があります  |   |
| 被災場所                 | 区 町 字 番地先<br>(目印となる建物などがあれば記入してください。)   |   |
| 被災の状況                | <p>下記の事例で当てはまるものに印をつけて下さい。高さや幅も記入して下さい。(おおよその数値で結構です)</p> <p><input type="checkbox"/> 斜面だけ崩落した場合</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px;">             斜面の上が(農地・農道・ため池・その他)<br/>             ※該当するものに○をつけて下さい         </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px;">             斜面の下が<br/>             (農地・農道・ため池・その他)<br/>             ※該当するものに○をつけて下さい         </div> <p><input type="checkbox"/> 畦畔が崩れて水が張れない・ため池の堤体等が壊れた場合</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px;">             斜面の上が(農地・農道・ため池・その他)<br/>             ※該当するものに○をつけて下さい         </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px;">             斜面の下が<br/>             (農地・農道・ため池・その他)<br/>             ※該当するものに○をつけて下さい         </div> <p><input type="checkbox"/> その他(具体的な内容と、被災規模(長さ・高さ)を図で記入して下さい。)</p> |   |
|                      | 【JA 記入欄】<br>現地確認  | 被災者への対応を記入してください。<br>災害復旧事業: 適用できる ・ 適用できない ・ 不明<br>市単補助制度: 適用できる ・ 適用できない ・ 不明<br>備考 ( ) |

※被災状況がわかる資料(写真、位置図など)を添付してください。

※農地・農業用施設以外の施設(河川、県・市道路)については、各管理者に直接連絡してください。